

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会運営規程

「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会設置規程」の7に基づき、本規程を定める。

- 1 座長は、環境整備評価委員会の開催に当たって、あらかじめ期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 2 座長は、環境整備評価委員会の議事を整理する。
- 3 環境整備評価委員会には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 4 環境整備評価委員会は、原則公開とする。